資料1

児童福祉法等の一部を改正する法律(案)の主な内容

※社会的養護に関しては、別途、児童部会において検討

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

- 1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)
 - (1) 子育て支援事業を法律上位置付け
 - 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出·指導 監督等にかからしめることとする。
 - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
 - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
 - ③ 地域子育て支援拠点事業
 - ④ 一時預かり事業
 - また、市町村は、これら①~④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。
 - ※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業(仮称)について、第2種社会福祉 事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。
 - (2) 家庭的保育事業を法律上位置付け
 - 保育に欠ける乳児又は幼児を、家庭的保育者(保育士であって市町村の行う研修を修了した者その他の省令で定める者で、市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
 - 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
 - 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導 監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する支援、普及啓発等を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業(仮称)の創設

○ 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の 要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

○ 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、 要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し

○ 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の 児童のほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止

○ 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正① (地域における取組の促進)

(1) 国による参酌標準の提示

○ 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画

○ 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し

○ 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正② (一般事業主による取組の促進)

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大

○ 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知

○ 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、 行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

※ 一般事業主による取組の促進のため、上記法改正事項に加え、①次世代育成支援対策推進センターの一層の機能発揮を促進するともに地域における国、地方公共団体、事業主及び次世代センター等の連携・協力を強化し、一般事業主の取組を支援する、②企業規模を問わず認定(くるみんマーク取得)に向けた取組を促進するため、「男性の育児休業取得者1名以上」の認定基準について、中小企業に関しては緩和をする等、認定基準の見直しを行う予定。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③ (特定事業主による取組の促進)

○ 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、従業員への周知 を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。

子育て支援事業の定義規定のイメージ

1 乳児家庭全戸訪問事業

原則として市町村内の乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、③養育についての相談及び助言を行うほか、④必要に応じて、これらの者に対して養育支援訪問事業の実施その他の適切な支援が行われるよう連絡調整を行う事業

2 養育支援家庭訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、①乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切かつ安定的に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

4 一時預かり事業

家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、家庭的保育者(保育士であって市町村の行う研修を修了した者その他の厚生労働省令で定めるもの(市町村長が適当と認める者に限る))の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・ 指導監督の仕組み (乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問 事業・地域子育て支援拠点事業)

~事業開始時~

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出(<u>※事後</u>) (事業開始から1ヶ月以内)

~事業開始後の指導監督~

都道府県知事は、必要と認める事項の 報告徴収、検査が可能



都道府県知事は、

- ・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育 事業の事業開始・指導監督の仕組み

~事業開始時~

都道府県知事へ事業開始の届出(※事前)

事業の開始

~事業開始後の指導監督~

都道府県知事は、必要と認める事項の 報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合 は、必要な措置を命ずることが可能。

都道府県知事は、

- ・ 事業者が命令・処分に違反した場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業)については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税、登録免許税等の非課税措置の対象となる。

中小企業団体中央会の概要

根拠法 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)

設 立 昭和31年4月10日

組織・会員(平成19年4月1日現在)

全国中小企業団体中央会

(指導員35人、職員9人)

会 員 数

全国を地区とする組合 全国連合会・団体など 中小企業団体中央会 <u>420 組合等</u> 174 組合 199 連合会等

47 中央会

都道府県中小企業団体中央会(47)

(指導員881人、職員141人)

会 員 数

事業協同組合 事業協同小組合

信用協同組合

火災共済協同組合

企業組合

商工組合協業組合

商店街振興組合

生活衛生同業組合

各組合の連合会 金融機関等商工業の団体 *30, 903* 組合等

24, 384 組合 6 組合

117 組合

41 組合

1, 245 組合

1,062 組合 726 組合

1, 138 組合

148 組合

525 連合会

1,511 団体

中 小 企 業 者 (中央会加入組合の所属員数 約305万人)

組織率 70.5%

中央会加入組合所属員数 約305万人 全国の中小企業者数 約432.6万人

中小企業団体中央会制度の概要と使命

中小企業団体中央会は、製造業、商業、サービス業など全国の31,000の中小企業組合等を構成メンバーとし、組合等の傘下企業数では305万企業が参画しており、我が国企業の99.7%を占める中小企業日本です。

中小企業団体中央会は、中小企業 の振興を使命とし、「中小企業団体 の組織に関する法律」及び「中小企 業等協同組合法」に基づいて設立さ れた特別認可法人です。

具体的には、組合等の連携組織を通じて中小企業の経営の合理化、新製品・新技術の開発、情報化の推進等の支援、創業の促進、その他業界の安定と中小企業を取り巻く環境を

改善するための方策の確立に全力を 傾注しています。

特に、全国中央会は、中小企業連携組織支援の一層の推進を図るべく、都道府県中央会及び全国地区団体の中枢的指導連絡機関としての機能発揮を使命としています。

なお、我が国における中小企業者の組合組織は、明治初めの同業組合以来発達してきましたが、中央会制度も政府の商工政策の一環として古い歴史を持っています。

昭和8年に「工業組合中央会」が法制化(工業組合法)され、昭13年には「商業組合中央会」が活制化(商業組合法)され、昭和18年には「工業組合中央会」が統合して「商工組合中央会」が成立した(商工組合中央会」が成立した(商工組合と)。中央会は、戦前、戦中を通じて法)。中央会は、戦前、戦中を通じて法制度上の組合の指導連絡団体とし

て活動を展開してきたところです。

昭和24年、組織法制が再編整備され、現行「中小企業等協同組合法」が施行されましたが、これによりの広い中小企業が、日本経済発展に向けての原動力として、自らの力を組織に結集する自じて、経営の近代化と事業とは発に推進していく体制が整いました。

組合の設立指導、金融・経理・技術等の個別的・具体的な組合指導に当たる機関としての中央会の設受け、出版では、10年8月、「全国中小企業等協同組合中央会」の法制に対する事は、10年8月では、10年8日では10年8日では、10年8日では

全国中央会の主な事業

- 1. 指導員等能力開発事業
 - ・指導員等講習会の開催
 - ・組合特定問題研究会の開催
 - ・組合管理者等講習会の開催
 - ・組織化中央研究会の開催
- 2. 組合等中小企業連携組織指導事業
 - · 個別専門指導事業
 - ・組合活性化指導コンサルタント事業
 - ・巡回指導
- 3. 中小企業活路開拓調査·実現化事業
 - · 連合会(全国組合等)研修事業
 - 中小企業組合等活路開拓事業
 - ・組合等自主研修事業
 - ・組合等情報ネットワークシステム等開発 事業
 - ·組合等Web構築支援事業
- 4. IT化推進事業
 - ・組合統合データベースシステムの構築・ 運営
 - ・中央会間情報ネットワーク運営事業
 - ・ネットワーク運営事業
 - ・全国団体役職員等に対するパソコン研修
- 5. 組合等に関する調査及び研究事業
 - · 多角的連携指導強化事業
 - ・組合特定問題実態調査
 - ・中小企業景況調査
 - 組合資料収集加工移転調査研究事業
- 6. 都道府県中央会及び組合等への指導事業
 - ・官公需資料の作成普及
 - ・中小企業組合検定試験・組合士の育成
- 7. 組合等の人材養成事業
 - ·組合青年部全国講習会
 - ·組合関係女性経営者等全国講習会
 - ・中小企業組合士全国交流会
 - · 海外研修事業
- 8. 小企業者組織化指導事業並びに官公需受注 対策事業
- 9. 各種の助成事業
 - ・意匠・デザイン事業
 - ·皮革産業振興対策事業
- 10. 全国大会の開催
 - ・中小企業団体全国大会の開催
 - ・優良組合・功労者等の表彰
- 11. 中小企業全般に関する調査研究情報事業
 - ・中小企業基本問題の調査研究
 - ・組織、労働、経営、金融、税制、商業に 関する調査研究
 - ·中小企業月次景況調査
 - ・「中小企業組合白書」「中小企業と組合」「全中情報」の編集
- 12. 建議・陳情・請願
 - ・中小企業対策に関する建議・陳情・請願
 - ・国会・政府機関・政党その他関係機関と の連絡

《中小企業団体中央会会員数一覧》

(平成19年3月31日現在)

Г	事	(平成19年3月												<u> </u>			
	業	協同	火 災	火災	信用用	信用	協同	企業	協業	商工	商工	商店	商店	生活	生活	その	
	協同	組合	共済	共済	協同	協同	組合	組合	組合	組合	組合	街 振	街振	衛 生	衛生	他	
	組	小	協	協	組	組	連		ы		連	興	興	同	同		
	合	組	同	同	合	合	合				合	組	組	業	業		숌
		合	組	組		連 合 会	会				会	合	合	組	組		合計
	l		合	合連		台			ŀ				連	合	合		
	l			合		X							合会		連 合		
	İ			会					İ						- 슾		
					į												
北海道	1,335	0	1	0	7	0	31	113	20	29	0	54	6	1	0	19	1,616
青森県	484	0	1	0	1		11	54	11	19	0	25	4	4	0	65	679
岩手県	392	0	0	0	2	0	7	27	17	22	0	28	2	2	0	42	541
宮城県	409	0	1	0	3	0	13	18	45	26	0	28	1	3	0	53	600
秋田県	305	0	1	0	0	0	8	26	19	20	0	21	1	0	0	30	431
<u>山形県</u> 福島県	341 480	0 0	1	0	4	0	13	16 36	12 35	24 24	0	21 29	2	3	0	40 76	473
<u> </u>	480	0	1	0	4	0	6	11	27	19	0	29	<u> </u> 1	5 3	0	19	704 588
栃木県	425	0	1	0	1	0	8	24	9	16	0	14	1	4	0	49	552
群馬県	426	0	1	0	4	0	5	9	7	20	0	23	1	4	0	31	531
埼玉県	732	0	1	0	0	0	6	27	11	24	0	28	1	0	0	52	882
千葉県	681	0	1	0	3	0	10	32	11	18	0	31	1	1	0	25	814
東京都	1,768	1	1	0	21	0	26	82	11	54	0	8	1	0	0	9	1,982
神奈川県	810	1	1	0	1	0	12	37	5	21	0	46	1	6	0	44	985
新潟県	583	0	1	0	2	0	10	17	24	20	0	54	1	11	0	19	742
長野県	697	0	1	0	2	0	16	53	32	24	0	25	1	4	0	26	881
山梨県 静岡県	273 896	0	1	0	2 1	0	2 12	18 37	9	20	0	3 45	1	4	0	31	364
愛知県	1,107	3	1	0	1	0	12	13	40 10	34 41	0	43	0	4	0	49 36	1,117 1,230
岐阜県	544	0	1	0	3	0	9	48	30	30	0	70	6	15	0	35	791
三重県	421	0	1	0	1	0	8	18	18	18	0	32	1	3	0	33	554
富山県	386	0	1	0	2	0	10	8	7	21	0	19	1	9	0	35	499
石川県	465	0	0	0	2	0	7	2	8	23	0	18	2	6	0	67	600
福井県	330	0	1	0	1	0	4	8	17	22	0	6	2	0	0	5	396
滋賀県	311	0	1	0	1	0	5	11:	11	16	0	7	1	2	0	22	388
京都府	475	1	0	0	0	0	9	51	5	29	0	56	1	5	0	9	641
奈良県 大阪府	216 967	0	1	0	9	· 0	6 13	6 56	2 4	18 46	0	3	1	0	0	6 22	259
兵庫県	633	0	1	0	6	0	11	26	21	27	0	26	0	3		41	1,119 795
和歌山県	267	0	1	0	0	0	6	14	4	16	0	9	1	3	0	17	338
鳥取県	246	0		0	0	0	6	9	13	12	0	15	1	0	0		355
島根県	325	0		0	0	0	8	11	7	15	0	15	2	8	0	3	395
岡山県	569	0	1	0	1	0	6	33	9	22	0	17	1	0			683
広島県	537	0	1	0	5	0	11	31	21	26	0	42	3	2	0	25	704
山口県	388	0	1	0	0	0	6	17	5	18	0	18	2	5	0		483
徳島県	320	0	0	0	0	0	6	16	11	16	0	16	1	1	0		398
香川県	281	0	1	0	1	0	6	10		20	0	19	3	3	0		382
愛媛県 高知県	368 288	0	1	0	0	0 0	3 6	16 26	12	28 17	0	40 22	1	0 4	0		495
福岡県	842	0		0	5	0	19	26 50	8 17	32	0	44	3 1	2	_	37 30	414 1,043
佐賀県	290	0	1	0	3	0	3	8	9	16	0	7	1	6	0		360
長崎県	481	0	1	0	5	0	10	14		17	0	19	1	6	0		629
熊本県	418	0	1	0	3	0	11	14	32	22	0	26	1	2			633
大分県	341	0	1	0	2	0	9	38	22	20	0	23	2	4	0	0	462
宮崎県	372	0	1	0	2	0	8	22	6	14	0	26	2	0	0		500
鹿児島県	454	0	1	0	4	0	10	16	38	15	0	24	2	3	0		592
沖縄県	226	0	0	0	0	0	5	16	6	11	0	14	2	0			280
全国	140			1	0	1	88	2	0	31	38	0	1	1	3		420
総合計	24,524	6	41	1	117	1	526	1,247	728	1,093	38	1,138	75	154	4	1,627	31,320